**○厚生労働省告示第九号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 変更前の在宅就業支援団体の名称 | 変更後の在宅就業支援団体の名称 | 変更年月日 |
|---|---|---|
| 大和コンピューターサービス株式会社 | 株式会社ディーソル | 平成二十六年十二月一日 |

**○厚生労働省告示第十号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 在宅就業支援団体の名称 | 変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 社会福祉法人すずらんの会 | 神奈川県相模原市南区麻溝台七四三 | 神奈川県相模原市南区麻溝台七四三 | 平成二十六年十二月一日 |
| | 神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号 | 神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号 | |
| | 神奈川県相模原市中央区横山二丁目七番七号 | 神奈川県相模原市中央区横山二丁目七番七号 | |
| | 神奈川県相模原市中央区小町通二丁目八番十五号 | 神奈川県相模原市中央区小町通二丁目八番十五号 | |
| | 神奈川県大和市中央三丁目五番九号 | 神奈川県大和市西鶴間二丁目一番十六号 | |

**○農林水産省告示第百十号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年十一月十七日　第十号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

エンジニアード・ウッド・プロダクツ・アソシエーション（ＥＷＰＡ）　オーストラリア・クイーンズランド州イーグルファーム・ファイゾンアベニューウエスト　百六・ユニット三

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板、単板積層材及び構造用パネル

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

オーストラリア・クイーンズランド州イーグルファーム・ファイゾンアベニューウエスト　百六・ユニット三

**○農林水産省告示第百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市松尾字沢頭一四三二、一四三九から一四五二まで、一四五三の一、一四五三の二、一四五四から一四七二まで、一四九〇から一四九三まで、一四九五から一四九九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市森上字東平一一九六、一一九六の子、一二三六、一二三八、一二三九の一、一二三九の二、一二四〇、一二四一、一二五一、一二五二、一二五五の一、一二五五の子、字巻の田一五八二の一、一五八二の二、一五八三、一五八三の四、一五八三の子、一五八四、一五九〇から一五九七まで、一五九三の子、一五九四の子、一五九八の一、一五九八の子、一五九八の丑、一五九九の甲、一五九九の甲子、一五九九の丙、一六〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市法音寺字上出四〇、四〇の子、四一、四二の一、四二の三、四七、五〇の一、五〇の二、五一の二、五二から五四まで、八五から八七まで、八九、九〇、九一の一、字アツ沢平五五から五八まで、字苅安平六〇、六一、六三から六五まで、字苅西平六二、字木稼平六六から六九まで、字徳利坂七〇から七二まで、七二の二、字小柳平七三、字沢口八〇、八二、字日影八四の二、八四の子、字愛宕山二〇九、字鍛治ヤ入二一三から二二三まで、二二六から二二八まで、字山ノ内二三七、字十二山二五八の一、字不動入六七二、六七三、藤原字元境内六八七、字左沢平六九二の一、田崎字城郡八二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷字上江乙四二六、乙四二七、乙四二九の一、乙四三〇の一、乙四五六、乙四五七の一、乙四五七の乙、乙四六二の一、乙六五九八、字上平瀬乙六四八、乙七〇四の一、乙七〇五、乙七〇六の一、乙七〇七の一、乙七〇八、乙七〇九、乙七一〇の一、乙七四六、乙六六〇二から乙六六〇四まで、字切下シ乙六七八九から乙六七九一まで、乙六八〇三